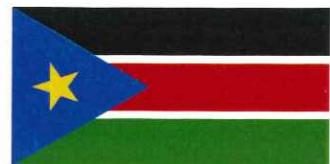
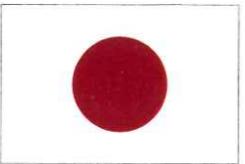


前橋市と南スーダン共和国青年スポーツ省との スポーツ交流に関する協定書



群馬県前橋市（以下、甲という。）と南スーダン共和国青年スポーツ省（以下、乙という。）は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後のスポーツ交流について、両者の協議に基づいて、次のとおり協定書を締結する。

第1条 甲は、国際的なスポーツ交流の一環として、乙が希望するスポーツ選手の受入れを行う。乙が希望するスポーツ選手の競技種目は、甲と協議を行った上で決定することとし、最終的な判断は、受入れ側である甲に従うものとする。

第2条 乙が希望するスポーツ選手は、次の条件をすべて満たす者とする。
(1) 2022年以降に開催されたナショナルユニティデイに参加し、優秀な成績を収めた者。
(2) 競技能力・技術が高いことに加えて、日本（前橋市）で競技力向上のために学ぶ意欲がある者。
(3) 日本（前橋市）で学ぶ目的を理解し、帰国後、積極的に母国の若者や指導者へ伝える意欲がある者。
(4) 乙の厳正な選考の結果、選出された者。

第3条 甲は、乙が希望するスポーツ選手の受入れにおいて、次の事項を行う。
(1) 2022年4月から2025年3月の間で、毎年2名以内の選手等の受入れ。
(2) スポーツ交流における財政面でのサポート。
(3) スポーツ交流で必要とされる日本国内での各種団体等との調整・交渉サポート。
(4) その他、甲が必要と認めるサポート。

第4条 甲が乙へのスポーツ交流における財政面でのサポートは次の事項とする。
(1) 南スーダン共和国（ジュバ空港）から日本国までのエコノミークラス往復渡航費用。
(2) スポーツ交流で必要とされる日本国内での移動費。
(3) スポーツ交流で利する練習会場等の施設利用費。
(4) 甲がスポーツ交流において当該選手を受入れるために必要と認める日本国内及び南スーダン国内での必要経費。

第5条 甲が乙へのスポーツ交流における財政面でのサポートに含まれないものは次の事項とする。
(1) スポーツ選手への給料・報酬の支給。
(2) スポーツ選手本人以外への支援（母国の家族や親戚等を含む）。

第6条 乙は甲が実施する様々な地域交流プログラム（文化、教育、芸術、人材等）にできる限り参加するものとし、プログラムの内容については、両者協議の上、決定する。

第7条 本協定書に定めのない事項については、その都度、両者の協議により定めるものとする。なお、スポーツ交流は、新型コロナウィルスの感染状況を考慮しつつ、甲の予算の範囲内で行うこととする。

以上の成立を証するため、日本語と英語で各1通の協定書を作成し、2022年10月11日両者署名の上、両者その2通を保有するものとする。なお、協定内容の解釈にズレが生じた場合には、英語に従う。

甲 日本国
群馬県前橋市
市長

乙 南スーダン共和国
南スーダン共和国青年スポーツ省
事務次官

山本 龍